

Y I C 京都ビューティ専門学校 学 則

第 1 章 総 則

(目 的)

第1条 本校は、教育基本法、学校教育法及び美容師法に基づき、技術教育を通じての人間教育を教授、実践するとともに良識ある社会人として必要な資質を養い、地域社会の発展に貢献できる心豊かなスペシャリストの養成を目的とする。

(名 称)

第2条 本校は、Y I C 京都ビューティ専門学校という。

(位 置)

第3条 本校の位置を、京都府京都市下京区油小路通塩小路下る西油小路町27番地に置く。

(自己点検・評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2. 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第 2 章 課程、学科、修業年限、定員及び休業日

(課程、学科、修業年限及び定員)

第5条 本校に次の課程及び学科を置き、修業年限及び定員は、次のとおりとする。

課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員
衛生専門課程	美容科 (昼)	2年	80名	160名
	ビューティスペシャリスト科 (昼)	2年	50名	100名
商業実務専門課程	ブライダルホテル科 (昼)	2年	30名	60名

2. 在学期間は、修業年限の2倍を超えることができない。

(学年、学期)

第6条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2. 学期は、次のとおりとする。

前 期 4月1日から 9月30日まで

後 期 10月1日から 3月31日まで

(休業日)

第7条 本校の休業日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日、日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）で規定する休日

(3) 夏季休業

7月24日から8月31日までとする。

(4) 冬季休業

12月23日から1月10日までとする。

(5) 春季休業

3月10日から4月10日までとする。

2. 校長は、教育上特に必要であると認めるときは、前項の規定に関わらず、休業日を変更し、または臨時に休業日を定め、もしくは休業日に授業を行うことができる。

第3章 教育課程、授業時数及び教職員組織

(教育課程及び授業時間)

第8条 本校の教育課程及び授業時間は、別表1のとおりとする。

2. 別表1に定める授業時数の1単位時間は45分とし、1授業単位を90分とする。

(始業及び終業)

第9条 本校の始業及び終業の時刻は、午前9時から午後4時10分までとする。

2. 校長は、教育上必要と認めるときは、前項の規定に関わらず、始業及び終業の時刻を変更することができる。

(出欠席等)

第10条 出席、欠席、遅刻及び早退等の取扱いについては、別に定める。

(授業の方法)

第11条 授業は、講義、演習、実習のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。

2. 前項の授業は、別に定めるところにより、多様なメディアを利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(履修単位の認定)

第12条 各教科科目に対し、別に定める内規により成績評価を行う。

2. 成績評価の結果、合格とされた場合のみ、認定会議を経て当該教科科目の履修単位を認定する。
3. 単位の修得ができなかった科目については、あらためて、その科目を履修しなければならない。

(教職員組織)

第13条 本校に次の教職員を置く。

- | | |
|---------|----------|
| (1) 校 長 | 1名 |
| (2) 教 員 | 10名以上 |
| (3) 講 師 | 必要に応じておく |
| (4) 助 手 | 必要に応じておく |

(5) 事務職員 3名以上

2. 校長は、校務を掌り、所属職員を監督する。

第4章 入学及び休学、退学等

(入学資格)

第14条 本校の入学資格は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- (5) 修業年限が3年の専修学校の高等課程を修了した者
- (6) 相当年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者

(入学時期)

第15条 本校の入学時期は、毎年4月とする。

(入学選考及び入学手続)

第16条 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記入し、指定期日までに出席しなければならない。

2. 出願者に対しては、書類選考、面接、作文及び適性試験によって、校長が許可する。
3. 本校に入学を許可された者は、入学許可の日から7日以内に第27条に定める入学金を添え、手続きをとらなければならない。

(編入学、転入学及び再入学)

第17条 本校への編入学、転入学及び再入学を希望する者については、選考の上、これを許可することができる。

2. 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、職員会議を経て、校長が決定する。

(休学及び復学)

第18条 疾病その他止むを得ない事由により、2か月以上休学しようとする者は、休学願を提出し、校長の許可を受けて休学することができる。

2. 休学の期間は、通算して2年を越えることができない。
3. 休学の期間は、在学期間に算入しない。
4. 休学の事由が消滅し復学しようとする場合は、復学願を提出し、校長の許可を受けて復学することができる。

(退学)

第19条 退学しようとする者は、所定の願書を提出して、校長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第20条 次の各号の一に該当する者は、職員会議を経て、校長が除籍する。

- (1) 授業料等の納付金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第5条に定める在学年限を越えた者
- (3) 第18条に定める休学期間を越えてなお修学できない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者

(科目等履修生)

第21条 本校において開設する特定の授業科目について履修申請があった場合には、本校の教育に支障がない限り、選考の上、科目等履修生として当該科目の履修を許可することができる。

第5章 卒業及び称号

(卒業認定、卒業証書)

第22条 第5条に定める修業年限以上在学し、別に定める内規により卒業要件を満たした者は、卒業判定会議を経て校長が卒業を認定する。

2. 校長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書（別紙様式）を授与する。

(称号の授与)

第23条 前条の規定及び文部科学省告示に基づき専門士の称号の授与が認められた課程を修了した者に対して、専門士（衛生専門課程）又は専門士（商業実務専門課程）の称号を与える。

第6章 表彰及び懲戒

(表彰)

第24条 学業、人物、その他について優れ、他の模範となる者に対して、学生表彰委員会を経て、校長が表彰することができる。

(懲戒)

第25条 学生が本校の規則、命令に背き若しくは本校の秩序を乱し、又は学生としての本分に反する行為があった場合には、学生懲戒委員会を経て、校長はこれを懲戒する。

2. 懲戒は、訓告、戒告及び退学の3種とする。
3. 前項の退学は、次の各号に一に該当する学生に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由なく出席が常でない者
 - (4) 本校の秩序を乱し、その学生としての本分に反した者

(弁償)

第26条 学生が校舎、校具その他の施設、設備を損傷または紛失したときは、校長はその事情によって、その全部または一部を弁償させることがある。

2. 学生が実習先施設等において施設、設備を損傷または紛失したときは、前項と同じくその全部 または一部を弁償させることがある。

第7章 納付金

(授業料等)

第27条 本校の授業料、入学金及び入学選考料等は、別表2のとおりとする。

(納入及び納入の特例)

第28条 学生がその在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

2. 学生が休学したときは、前項の規定にかかわらず、休学期間中の授業料を免除することがある。

(特別奨学生)

第29条 本校に在籍する学生の中で特に成績優秀、かつ品行方正にして本校学生の模範となると判断される者、又は本校入学時において、その入学しようとする者が特に成績優秀で他の入学生の模範となると判断される者に対して、校長はその一定期間における納付金の一部を免除することができる。

(授業料等の返還)

第30条 既に納入した授業料、入学金及び入学検定料は、原則として返還しない。ただし、3月31日以前に入学を辞退した場合には納付金額から入学金を除いた額を返還する。

2. 既納の授業料は、やむを得ない特別な理由がある場合には、1か月以内に限り返還することができる。

第8章 附帯教育事業

(附帯教育事業)

第31条 本校は、附帯事業として次の通信課程を置き、修業期間、定員は次のとおりとする。

別 科	修業期間	入学定員	総 定 員
美容科通信課程	3年	40名	120名

2. 前項の必要事項は、別に定める。

第9章 その他

(健康診断)

第32条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

2. 校長が学生の健康を管理するため必要があると認めた場合に、学生に治療又は出席停止を命ずることがある。

(保証人)

第33条 保証人は1名とし、父母又はこれに代わる者とする。

2. 保証人は、独立の生計を営み、保証人としての責務を果たす者でなければならない。
3. 成績表、健康診断結果、学費納入状況等本校が所有する学生に関する個人情報を、学業・学生生活を円滑にするため必要と判断した場合には、当該学生の保証人に対しても通知することがある。

(細則)

第34条 この学則の施行に必要な細則は、校長が別に定める。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この学則は、平成23年4月1日から実施する。
- 2 平成22年度までに入学した者については、なお、従前の学則を摘要する。

附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から実施する。
- 2 平成25年度までに入学した者については、別表2-3の教育課程を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から実施する。

附則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から実施する。

附則

- 1 この学則は、平成28年3月1日から実施する。
- 2 美容科、ビューティスペシャリスト科の卒業証書については別紙様式2を、ブライダル科については別紙様式1を適用する。

附則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から実施する。

附則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から実施する。
- 2 美容科、ビューティスペシャリスト科、ブライダル科の平成28年度以前の入学者に関しては従前の学則を適用する。

附則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から実施する。
- 2 美容科、ビューティスペシャリスト科、ブライダル科の平成29年度以前の入学者に関しては従前の学則を適用する。

附則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から実施する。
- 2 ブライダル科の平成30年度以前の入学者に関しては従前の学則を適用する。

附則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から実施する。

附則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から実施する。
- 2 平成31年度以前の入学者に関しては従前の学則を適用する。

附則

- 1 この学則は、令和3年4月1日から実施する。
- 2 令和2年度以前の入学者に関しては従前の学則を適用する。

附則

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度以前の入学者に関しては従前の学則を適用する。

附則

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度以前の入学者に関しては従前の学則を適用する。

別表1

2023年度 美容科 教育課程

区 分			教 育 科 目	1 年		2 年		合 計	
				単 位	時 間	単 位	時 間	単 位	時 間
必修科目	美容基礎分野	講義	関係法規・制度			1	30	1	30
			衛生管理	1	30	2	60	3	90
			保 健	1	30	2	60	3	90
			化粧品化学	1	30	1	30	2	60
			文化論	1	30	1	30	2	60
			美容技術理論	2	60	3	90	5	150
			運営管理	1	30			1	30
	実習	美容実習	17	510	14	420	31	930	
必修科目合計				24	720	24	720	48	1,440
選択科目	美容専門分野	講義 実技 実習 研修	美容実習	11	330	16	480	27	810
	キャリア基礎力分野	講義 実技	キャリアデザイン	1	30			1	30
				1	30			1	30
	ビジネス基礎力分野	講義 実技	ビジネス能力	1	30			1	30
				1	30			1	30
				1	30			1	30
				1	30			1	30
				1	30	1	30	2	60
				1	30	1	30	2	60
	選択科目 合計				19	570	18	540	37
総計（必修＋選択）				43	1,290	42	1,260	85	2,550

※単位:90分×15週の座学(授業)または実習をもって1単位とする。ただし、校外学習などこれによりがたい場合は別途換算する。

※科目履修(単位)認定の要件: 80%以上の出席 および 期末試験 60点以上

※卒業の要件: 必修科目48単位(1,440時間)及び選択科目20単位(600時間)以上 計68単位(2,040時間)以上の履修

区分		履修科目名	1年		2年		合計		
			単位	時間	単位	時間	単位	時間	
必修科目	ビューティ基礎	講義	人体の構造及び機能	1	30			1	30
			皮膚学	1	30			1	30
			化粧品化学			1	30	1	30
			色彩学	1	30			1	30
			ブライダル概論	1	30			1	30
		実習	メイクアップ基礎(理論)	1	30			1	30
			アロマセラピー基礎	2	60			2	60
			ネイル基礎	4	120			4	120
			メイクアップ基礎(実習)	2	60			2	60
			ヘアアレンジ基礎	1	30			1	30
キャリア基礎力	講義	着付け			2	60	2	60	
		メイクセラピー基礎	1	30			1	30	
		エステ基礎	3	90			3	90	
必修科目計			19	570	4	120	23	690	
選択必修科目	メイク分野	講義 実習	メイクアップ I (理論)	1	30			1	30
			メイクアップ I (実習)	2	60			2	60
			メイクアップ II			4	120	4	120
			イメージメイク基礎	2	60			2	60
			ブライダルメイク	2	60			2	60
			撮影メイク			2	60	2	60
			コスメティック販売実習	2	60			2	60
			接客マナー実習(基礎)	1	30			1	30
			接客マナー実習(応用)			1	30	1	30
			メイクセラピー I	2	60			2	60
			メイクセラピー II			2	60	2	60
			解剖生理学 I	2	60			2	60
			解剖生理学 II			2	60	2	60
			メイクアップ特論 I			4	120	4	120
	メイクアップ特論 II			2	60	2	60		
	小計	14	420	17	510	31	930		
	ネイル分野	講義 実習	ネイル I	4	120			4	120
			ネイル II	4	120			4	120
			ネイル III	2	60			2	60
			ネイル IV	2	60			2	60
			ネイル V			4	120	4	120
			ネイル VI			4	120	4	120
			ネイル VII			2	60	2	60
ネイル VIII					2	60	2	60	
ネイル特論 I			4	120	4	120			
ネイル特論 II			2	60	2	60			
小計	12	360	18	540	30	900			
エステ分野	講義 実習	解剖生理学 I	2	60			2	60	
		解剖生理学 II			2	60	2	60	
		解剖生理学(口述)	1	30			1	30	
		エステ(ボディ)	8	240			8	240	
		エステ(フェイシャル)			8	240	8	240	
		エステ特論 I			4	120	4	120	
エステ特論 II			2	60	2	60			
小計	11	330	16	480	27	810			
選択科目	トータルビューティ分野	講義 実習	ヘアアレンジ応用			1	30	1	30
			メイクアップ応用			2	60	2	60
			パーツケア実習 I			1	30	1	30
			パーツケア実習 II			1	30	1	30
			イメージメイク応用			1	30	1	30
	ビジネス基礎力分野	講義 実技 実習 研修	サービス接遇特論	1	30			1	30
			基本 IT 技術			1	30	1	30
			キャリアデザイン	1	30			1	30
			プレゼンテーション			1	30	1	30
			硬筆書写	1	30			1	30
			論理的思考力基礎	1	30			1	30
			ビジネス英語			1	30	1	30
			ビジネスマネジメント			1	30	1	30
			インターンシップ I			1	30	1	30
			インターンシップ II			1	30	1	30
			サロン運営 I			2	60	2	60
			サロン運営 II			2	60	2	60
			サロン運営 III			2	60	2	60
			イベントプロデュース	1	30			1	30
			企業研究	1	30			1	30
ボランティア活動	1	30	1	30	2	60			
ソーシャルメディア活用概論			1	30	1	30			
選択科目計	7	210	20	600	27	810			
総計(必修+選択必修+選択)			メイク分野	40	1,200	41	1,230	81	2,430
			ネイル分野	38	1,140	42	1,260	80	2,400
			エステ分野	37	1,110	40	1,200	77	2,310

卒業要件資格

・共通 : JNA日本ネイリスト検定3級 JMA日本メイクアップ技術検定3級 アロマセラピー検定2級 サービス接遇検定3級

・共通エステティック分野選択者 : 国際エステティック連盟(INFA) ボディパスポート試験

・メイクアップアドバイザー分野選択者 : JMA日本メイクアップ技術検定2級 メイクセラピー検定2級

・ネイリスト分野選択者 : JNA日本ネイリスト検定2級 JNAジェルネイル検定初級

※単位:90分×15週の座学(授業)または実習をもって1単位とする。ただし、校外学習などこれによりがたい場合は別途換算する。

※卒業の要件:必修科目23単位(690時間)及び選択必修科目と選択科目合わせて39単位(1170時間)以上、計62単位(1860時間)以上の履修

別表1

2023年度 ブライダルホテル科 教育課程

区分		履修科目名	1年		2年		合計		
			単位	時間	単位	時間	単位	時間	
必修科目	ブライダル分野	講義	ブライダルコーディネーター技能検定Ⅰ	1	30			1	30
			ブライダルコーディネーター技能検定Ⅱ	1	30			1	30
			全米ブライダルプランナー検定Ⅰ	1	30			1	30
			全米ブライダルプランナー検定Ⅱ			1	30	1	30
			現代ブライダル総論			1	30	1	30
			現代ホテル理論Ⅰ	1	30			1	30
			現代ホテル理論Ⅱ			1	30	1	30
			ホテルビジネス基礎Ⅰ	1	30			1	30
			ホテルビジネス基礎Ⅱ	1	30			1	30
			ブライダルコスチュームⅠ	1	30			1	30
		ブライダルコスチュームⅡ	1	30			1	30	
		実習	ブライダルプロデュースⅠ	2	60			2	60
			ブライダルプロデュースⅡ			2	60	2	60
			セレモニープロデュースⅠ	2	60			2	60
			セレモニープロデュースⅡ			2	60	2	60
			ブライダル企画運営			1	30	1	30
			レストランサービス	1	30	1	30	2	60
			ホテルビジネス実務			1	30	1	30
			フラワーコーディネーターⅠ	1	30			1	30
			フラワーコーディネーターⅡ			1	30	1	30
	和装・着付けⅠ				2	60	2	60	
	京都和婚			2	60	2	60		
	ブライダルプランニング演習			1	30	1	30		
	ブライダル広告研究			1	30	1	30		
	インターンシップⅠ	2	60			2	60		
	インターンシップⅡ	2	60			2	60		
	トータルビューティ分野	講義	色彩学Ⅰ	1	30			1	30
			色彩学Ⅱ			1	30	1	30
		実習	ブライダルヘアメイク			1	30	1	30
			メイクアップ基礎	2	60			2	60
			メイクセラピー			2	60	2	60
			ヘアアレレンジ	1	30			1	30
	ビジネス基礎分野 キャリア基礎力分野	講義	ビジネス基礎Ⅰ	1	30			1	30
			ビジネス基礎Ⅱ	1	30			1	30
			硬筆書写Ⅰ	1	30			1	30
			硬筆書写Ⅱ	1	30			1	30
			サービス接遇Ⅰ	1	30			1	30
			サービス接遇Ⅱ	1	30			1	30
			プレゼンテーション・ディベート学Ⅰ	1	30			1	30
			プレゼンテーション・ディベート学Ⅱ			1	30	1	30
英会話基礎			1	30			1	30	
英会話応用					1	30	1	30	
観光英語Ⅰ		1	30			1	30		
観光英語Ⅱ				1	30	1	30		
ブライダル企業研究		1	30			1	30		
キャリアアデザイン		1	30			1	30		
実習	基本IT技術Ⅰ	2	60			2	60		
	基本IT技術Ⅱ	2	60			2	60		
	基本IT技術Ⅲ			2	60	2	60		
	ソーシャルメディア			1	30	1	30		
必修科目計			37	1,110	27	810	64	1,920	
選択科目	ビジネス基礎力分野	講義	論理的思考力基礎			1	30	1	30
			ボランティア活動Ⅰ	1	30			1	30
			ボランティア活動Ⅱ			1	30	1	30
選択科目計			1	30	2	60	3	90	
総計(必須+選択)			38	1,140	29	870	67	2,010	

※単位：90分×15週の座学(授業)または実習をもって1単位とする。ただし校外実習などこれによりがたい場合は別途決定する

※科目履修(単位)認定の要件：80%以上の出席および期末試験60点以上

※卒業の要件：必修科目64単位(1,920時間)の履修

別表 2

1、年間授業料、入学金及び入学選考料等

(単位：円)

課程名	学科名 (昼夜別)	入学選考料	入学金	授業料	施設維持費
衛生 専門課程	ビューティスペシャリスト科 (昼)	20,000	150,000	800,000	210,000
	美容科 (昼)	20,000	150,000	800,000	210,000
商業実務 専門課程	ブライダルホテル科 (昼)	20,000	150,000	800,000	210,000

2、教材費概算

(単位：円)

課程名	学科名 (昼夜別)	1年次	2年次	合計
衛生 専門課程	ビューティスペシャリスト科 (昼)	435,000	180,000～225,000	615,000～660,000
	美容科 (昼)	476,000	287,000～303,000	763,000～779,000
商業実務 専門課程	ブライダルホテル科 (昼)	366,000	225,000	591,000

3、在籍継続 (卒業延期) の場合の学費

年度当初に修業年限を満たしている者で、履修不足により卒業延期になった場合は次の学費を納めるものとする。

(1) 卒業に要する残余単位数が12単位以下の者 (単位：円)

費目	費用
在籍料 (半期)	30,000
在籍料 (通期)	60,000
再履修料 (1単位につき)	35,000
施設維持費 (12単位以内)	105,000
教材費	実費

(2) 卒業に要する残余単位数が13単位以上の者 (単位：円)

費目	費用
在籍料 (半期)	30,000
在籍料 (通期)	60,000
再履修料 (13単位以上)	530,000
施設維持費 (13単位以上)	210,000
教材費	実費

但し、第17条に該当しない場合は上記 (1) 及び (2) に準ずる。

別紙様式 1

卒業証書

第 号

校 印

氏 名

年 月 日生

右の者は本校において衛生専門課程
課程を修めたので卒業証書を授与する 科（二年制）の所定の
文部科学大臣告示（平成六年文部省告示第八十四号）により
専門士（衛生専門課程）と称することを認める

平成 年 月 日

Y I C 京都ビューティ専門学校長

○ ○ ○ ○

印

割 印

卒業証書

割印

第 号

校印

氏名

年 月 日生

右の者は本校 科所定の課程を修めたので
卒業証書を授与し文部科学大臣告示により職業実践専門課程
専門士（衛生専門課程）と称することを認める

平成 年 月 日

Y I C 京都ビューティ専門学校長

○ ○ ○ ○

印